

# 小松市建設現場における遠隔臨場に関する試行要領

## 1. 目的

遠隔臨場とは、モバイル端末（スマートフォン、タブレット等）による映像と音声の双方向通信を活用して、臨場（現場立会い）に代えて土木工事においては「段階確認」、「材料確認」と「立会」、営繕工事においては「監督員の立会い」と「監督員の検査」（以下、段階確認等という。）を行い、受発注者の業務効率化を図るものである。

この要領は、小松市が発注する工事において、遠隔臨場を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

## 2. 対象工事

遠隔臨場は受注者が希望する場合に実施することができるものとし、工事の品質に影響を及ぼさないなど工事特性を踏まえ、受発注者間で協議が整った工事とする。

ただし、支持地盤や土質確認など現地で直接目視による確認が必要な確認項目や、座標や基準高の確認など出来形計測等において映像で検測値の確認が困難な場合、機器等の使用にあたって十分な安全が確保できない場合のほか、夜間、暗所、水中等のカメラ撮影が困難な場合は適用対象外とする。

## 3. 事前協議

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、遠隔臨場の適用（遠隔臨場で確認する項目・内容）、仕様（使用する機種・アプリケーションまたはサービス等）について、監督員と協議するものとする。

## 4. 機器等の調達

受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達することを基本とする。ただし、受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する等、前述によらない場合は、受発注者間で協議することとする。

調達した機器等により遠隔臨場による段階確認等が適切に行えないと判断した場合には、受発注者で協議のうえ機器等の変更を行うか、実施の全部または一部を取りやめるものとする。

## 5. 遠隔臨場の実施

### (1) 資料等の事前提出

受注者は、遠隔臨場に先立ち、臨場の場合と同様に、段階確認願、材料検査願及び立会確認願について出来形管理表等の資料を添付のうえ、事前に監督員に提出することとする。

なお、段階確認願、材料検査願及び立会確認願の適用欄に遠隔臨場であることを明記することとする。

### (2) 実施

受注者は、撮影時に転倒や滑落などの事故が発生しないよう、安全に配慮し実施することとし、必要に応じてイヤホン、マイク等を装着するほか、撮影しやすい測定器具を使用することとする。

また、受注者は、測点における計測などの近接撮影を行う前に、臨場の場合と同様に「工事名」「工種」「確認内容」「設計値」「測定値」及び「使用材料」等の必要な情報について冒

頭で読み上げ、実施内容について監督員又の確認を受けることとする。

監督員は、遠隔臨場にて必要となる情報が得られなかった場合は、臨場による確認を実施することとする。

<「映像」と「音声」の送信に関する仕様>

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	
	フレームレート：15fps 以上	
転送レート	平均 1 Mbps 以上	

## 6. 費用の負担

受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達（受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する場合も含む）に要する費用は、受注者が負担するものとする。

## 7. その他

- (1) モバイル端末等の活用は、段階確認等だけでなく、緊急時（現場不一致、災害、事故等）における早急な情報共有でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。
- (2) 従来の受発注者が会する段階確認等の実施は、監督員の現場状況の詳細な把握、受発注者間のコミュニケーション強化及び監督員の現場からの学び・技術力の向上等に引き続き必要なことから、段階確認等のすべてを遠隔臨場にて実施することにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら活用するものとする。
- (3) 本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、監督員と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

## 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

（改正 令和 7 年 4 月 1 日一部改正）